

公立能登総合病院医業未収金回収業務委託事業者選定プロポーザル募集要項

1 趣旨

この募集要項は、医業未収金の回収業務を委託するにあたり、優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を公募により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式によります。

3 業務の概要

(1) 業務名

公立能登総合病院医業未収金回収業務

(2) 業務内容

文書や電話による督促等、支払い方法等の相談業務ほか
(詳細は別添「公立能登総合病院医業未収金回収業務仕様書」のとおり)

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 委託料

完全成功報酬制とします。成功報酬以外は支払いません。

4 スケジュール

内 容	日 程
募集要項等の公表（当院HP掲載）	平成30年8月27日（月）
質問書の提出期限	平成30年9月4日（火）午後5時まで
募集要項等の質問回答（当院HP掲載）	平成30年9月10日（月）
参加表明書及び企画提案書提出期限	平成30年9月13日（木）午後5時まで
プレゼンテーション開催通知	平成30年9月19日（水）（予定）
プレゼンテーション審査	平成30年9月26日（水）（予定）
選定結果通知、契約締結	平成30年9月下旬（予定）

※日程については、当院の都合で変更する場合があります。

5 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とし、次に掲げるすべての要件を満たしている者としてします。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士（弁護士法第57条第1項第1号から第4号までに掲

げる事由により懲戒処分を受けていない者に限る。)又は弁護士法第30条の2に規定する弁護士法人(弁護士法第57条第2項第1号から第4号までに掲げる事由により懲戒処分を受けていない者に限る。)であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 七尾市競争入札参加資格において登録業者であること。ただし、登録業者でない者は競争入札参加資格登録をするための書類を提出でき競争入札参加資格登録が可能であること。
- (4) 国税及び住民税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び七尾市暴力団排除条例(平成24年七尾市条例第4号)の規定に基づき暴力団等との関係を有しないこと。
- (6) 平成27年度から平成29年度までの間において債権の回収業務を受託し、かつ、1年以上当該業務を履行した実績を有していること。
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

6 募集要項等の交付期間及び入手方法

- (1) 交付期間 平成30年8月27日(月)から平成30年9月13日(木)まで
- (2) 交付方法 公立能登総合病院ホームページからダウンロードしてください。
<http://www.noto-hospital.nanao.ishikawa.jp/>

7 募集要項等に関する質問及び回答

募集要項等の内容に質問がある場合は、次により提出してください。

- (1) 質問方法 質問書(様式1)に内容を簡潔に記載し、電子メールの添付ファイルにより提出してください。
- (2) 提出先 6ページの14を参照
- (3) 提出期限 平成30年9月4日(火)午後5時まで
- (4) 回答方法 平成30年9月10日(月)までに公立能登総合病院ホームページに掲載します。なお、質問書に対する回答は、本要項等の追加又は修正とみなします。

8 プロポーザル参加希望事業者の提出書類

プロポーザルに参加する事業者は、本要項等を理解したうえで、次の書類を提出してください。

- (1) 提出書類

① 参加表明

区 分	部 数
参加表明書（様式2）	1 部
弁護士等であることを証明する書類 ・ 弁護士の場合は弁護士会に所属している証明書 ・ 弁護士法人の場合は登記事項証明書 （提出日前3か月以内に発行されたもの）	
国税及び住民税を滞納していない証明書 ・ 個人の場合 ○ 国 税 納税証明書「その3の2」 ○ 住民税 事業の所在地がある市区町村の市民税が滞納していないことの証明書 ・ 法人の場合 ○ 国 税 納税証明書「その3の3」 ○ 住民税 本店所在地がある市区町村の法人市民税が滞納していないことの証明書 （提出日前3か月以内に発行されたもの）	
誓約書（様式3）	
財務諸表類の写し（直前3年分）	

② 企画提案

区 分	部 数
提案書（様式4）	8 部
委託料（成功報酬料率）見積書（様式5）	
企画提案書	
事業概要が分かる書類（パンフレット等）	

(2) 企画提案書作成方法

企画提案書については、別添「公立能登総合病院医業未収金回収業務仕様書」を参照し、以下の項目についてA4版用紙（様式任意・ページ数の制限は設けない）を使用し作成すること。また、企画提案書の表現については、専門的な知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

① 受託実績

平成27年度から平成29年度までの間において、債権の回収業務を受託し、かつ、1年以上当該業務を履行した実績

② 業務実施方針

ア 公立病院の信頼性に対する配慮

イ 医療費に係る未収金に対する理解を行った上での取り組み

③ 組織・実施体制

- ア 業務執行体制・責任体制等
- イ 業務実施予定人員、業務実施者の業務経験・資格等
- ④ 業務実施方法
 - ア 催告方法、回数等
 - イ 未収金の集金方法、当院への入金方法等
 - ウ 居所不明者等に係る住所、連絡先、財産等の調査方法
 - エ 滞納者に対し、個々の経済状況を勘案し、分納、公的支援等法律に則した提案を行う等相談業務の対応方法
 - オ その他、効率的な未収金回収方法

⑤ 個人情報保護に係る体制・規定・マニュアル等

(3) 提出期限 平成30年9月13日(木)午後5時まで

(4) 提出先 6ページの14を参照

(5) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等確実な方法に限る。)で提出してください。
持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの間と
します。郵送の場合は提出期間中に必着とします。

9 審査

優先交渉権者の選定審査は、公立能登総合病院医業未収金回収業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行います。

10 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

提出のあった企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、次号の評価項目及び評価基準に基づき、優先交渉権者を選定します。ただし、審査により次点の者を優先交渉権者として選定する場合があります。

なお、参加事業者が多数の場合には、一次審査として書類審査を行い評点上位者を二次審査実施対象者として選定し、二次審査においてプレゼンテーションによる審査を実施します。

また、提案者が1者の場合は、審査委員会が設定した最低点に到達した場合において優先交渉権者とします。

【提案実施場所及び提案時間等】

ア 実施日 平成30年9月26日(水)(予定)

イ 実施場所 公立能登総合病院

ウ 提案時間 20分間

(※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合があります。)

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 3人以内(うち、1名は、委託した場合の実務責任者または実務担当者とする)

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ当院が準備したプロジェクト（ケーブルによる接続）とスクリーンを利用することができるものとします。

※具体的な日時等は、参加者に別途通知します。

平成30年9月19日（水）（予定）

(2) 評価項目

評価項目	評価の視点
委託費（成功報酬率）	・業務委託に係る成功報酬率
受託実績	・平成27年度から平成29年度までの間において、債権の回収業務を受託し、かつ、1年以上当該業務を履行した実績を評価
業務実施方針	・公立病院の信頼性に配慮した取組を評価 ・医療費の特性を理解した上での取組を評価
組織・実施体制	・業務を遂行できる組織体制や管理責任体制を評価 ・業務従事者の効率性を評価
業務実施方法	・催告方法、回数等を評価 ・未収金の集金方法及び当院への入金方法等を評価 ・居所不明者の調査方法を評価 ・滞納者に対する相談業務を評価 ・その他、効率的な未収金回収方法を評価
個人情報保護	・個人情報保護に対する考え方、体制を評価 ・従事者に対する研修実績を評価 ・トラブル発生時の対応マニュアル等の整備状況を評価

(3) 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に書面により通知します。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為が判明した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為が判明した場合
- (5) 募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合
- (6) 提出書類が期限を過ぎても提出されない場合

12 契約

- (1) 選定された優先交渉権者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。

- (2) 選定された優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点者と同様の契約手続きを行います。
- (3) 契約内容は仕様書及び提案者に基づき決定しますが、協議のうえで仕様書の内容を変更する場合があります。

13 その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (2) 公募開始の日から優先交渉権者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び当院関係職員に対する営業活動を禁止します。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (4) 提出された提出書類は返却しません。
- (5) 提出書類は優先交渉権者の選定以外の目的に使用することはありません。ただし、提出書類は七尾市情報公開条例（平成16年七尾市条例第9号）に基づき公開する場合があります。
- (6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。
- (7) 提出書類の提出後の差替え、変更、再提出及び追加については一切認めません。
- (8) 提案者は、審査委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができません。

14 書類提出先

〒926-0816 石川県七尾市藤橋町ア部6番地4

公立能登総合病院 診療支援部 診療支援課

電話番号 0767-52-8766（直通）

FAX番号 0767-52-8753

電子メール iji@noto-hospital.jp